最高裁規則

○最高裁判所規則第五号

民事訴訟費用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年九月二十九日

最高裁判所

民事訴訟費用等に関する規則の一部を改正する規則

民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の四中「六百三円」を「六百四十八円」に改める。

第二条の五中「五百十九円」を「五百六十四円」に改める。

附　則

1　この規則は、令和五年十月一日から施行する。

2　この規則の施行日前に申立てがされ、又は職権により開始された事件（基本となる手続に係るものに限る。）に係る費用については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第二十八条の二第一項第二号及び第四号に規定する費用のうち、この規則の施行日以後にされた第三債務者の供託に係るものについては、この規則による改正後の民事訴訟費用等に関する規則の規定を適用する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

規　則

○会計検査院規則第六号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年九月二十九日

会計検査院長　岡村　肇

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三局国土交通検査第五課の事務分掌事項欄中「自動車局」を「物流・自動車局」に改める。

附　則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年九月二十九日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一二三―四二

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務） **第三条**　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～九　（略）	（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務） **第三条**　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～九　（略）
十　国土交通省の業務であって、次に掲げるもの イ　物流・自動車局安全政策課及び自動車情報課の業務であって、人事院が定めるもの ロ～リ　（略） 十一～十五　（略）	十　国土交通省の業務であって、次に掲げるもの イ　自動車局安全政策課及び自動車情報課の業務であって、人事院が定めるもの ロ～リ　（略） 十一～十五　（略）

附　則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。